

ほっとニュース

発行：特定医療法人一成会 木村病院／企画広報室

個人情報保護法施行

一成会理事長・木村病院院長 木村 厚

2005年4月1日より「個人情報保護法」が施行されました。

「ユビキタス社会」という言葉を耳にしますが、ユビキタスとは「情報が、いつでも、どこでも手に入る」ということを意味する言葉だそうです。コンピュータと通信が高度に組み合わせられた、いわゆる「高度情報通信社会」が実現されつつあり、情報は、大量に、そして瞬時に、世界中を駆けめぐります。そうした社会では、個人に関する情報を適切に取り扱うことが大変重要です。

医療業界には、もともと「守秘義務」というものがあり、私たちは、診療に伴って知りえた患者さんやご家族に関する情報を、みだりに口外することを禁じられています。そういう意味では、新しい法律が施行されても、私たちの仕事の基本には変わりはありませんが、細かい部分では、多少の変化が出てきます。

例えば、待合室で患者さんのお名前を呼ぶこと、病室に入院患者さんのお名前を掲示することは患者さんを間違えないという安全上の必要から、これまで病院で一般に行われてきたやり方でしたが、「個人情報保護法」が施行されると、病院がこうしたことを行うためには、患者さんのご承諾を頂くことが必要になります。

今号では、個人情報保護法とはどういうものか、患者さんにどういふかわりがあるのか、できるかぎりわかりやすく書きました。

「個人情報保護法」について、皆様にご理解頂くと共に、ご協力をお願いいたします。

個人情報保護法とは

1. なぜ、新しい法律ができたのか

世界中にコンピュータが普及し、通信システムで自由に結ばれるようになり、いわゆる「高度情報通信社会」が実現しつつあります。それは大量の情報が集められ、高度な通信システムに乗って世界中に送られることで成り立っている社会です。ただ、一方で便利になればなるほど、逆に情報流出に伴う危険も大きくなることに注意が必要です。

本来知られるべきではない、個人についての情報が流出してたくさんの人の目にさらされれば、プライバシーが損われ、個人の尊厳が傷つく場合もあります。最悪の場合は、犯罪に結びつくことさえあります。こうした新しい社会に対応するための、新しい法律が必要になって作られたのが、個人情報保護法です。

2. 新しい法律が目指すものは何か

個人情報保護法第三条に、基本理念として、「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない」と書かれています。この理念の下で、大量の個人情報を取り扱う国・地方自治体などの官公庁、民間事業者がこの法律の規制を受けます。官公庁については2003年から、民間事業者については2005年4月から、という二段階の施行となりました。

3. 病院や訪問看護ステーションで、何がどう変わるのか

一成会の、木村病院およびステーションも、この民間事業者の中に含まれます。

病院やステーションでは、個人情報とは、患者さん・利用者さんの、住所・氏名・保険の種類・病状に関する事、その他、診療・看護・介護等に伴って知りうる家庭や家族の状況ということになります。この中には、検査データやレントゲン写真なども含まれます。こうした個人情報について、

- (1) 個人情報の利用目的をはっきりさせる
- (2) 不正な手段で個人情報を入手しない
- (3) 個人情報を不適切に第三者に提供しない

ということが義務づけられました。ただし人命に関わる緊急時他、この法律の規定に含まれない場合もあります。

医療の世界には、もともと「守秘義務」という考え方があり、業務上知りえた、患者さんやご家族の個人情報を、不適切に取り扱ってはいけないことになってい ますので、基本的な考え方が大きく変わったということはありません。ただ、新しい法律ができたために、皆さんにご説明し、ご承諾を頂くという必要が出てき ました。

4. 患者さん・利用者さんのご承諾を頂きます

個人情報保護法によると、一成会の病院やステーションが、患者さんの個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるかぎり特定し、患者さんに利用目的を示すことが必要になります。そして、特定されたり利用目的を超える場合は、患者さんの受諾が必要になります。

例えば、これまで病院の慣例として、待合室で患者さんのお名前でお呼びしたり、病室の入口に入院患者さんの名札を掲げたりしてきました。これは、患者さん を間違えることがないように、という安全上の配慮から行われている、病院ではごく一般的なやり方です。ところが、個人情報保護法が施行されると、こうした ものも患者さんの個人情報を第三者に漏らしているということになります。あるいは、入院患者さんの中には、限られた人にしか知らさずに入院している方がい ます。

病院に「〇〇さんは入院していますか？」という問い合わせがあったときにも同じようなことが起こります。そのような場合、個人情報保護法では、患者さんの承諾が必要になります。木村病院では、病院の日常業務を円滑に行うために必要な事項については、院内の掲示等でご説明しています。特に支障の訴えのある方以外については、ご承諾を頂いたものとして業務をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そのために、一般的な診療に必要な、右ページの「個人情報の利用目的について」を病院内に掲示し、ご支障のある患者さんには、そのように言って頂くようなシステムといたしましたので、ご了解ください。

個人情報保護方針

健康づくり教室に参加しませんか？

木村病院は地域の皆さんの健康増進、病気の予防、管理のために生活・栄養・運動・薬について勉強会を行っています。

2005年 年間スケジュール (全て金曜日です)

月日	疾患名	講義内容
4月8日		糖尿病とは
5月13日		食事について
6月10日	糖尿病	運動について
7月8日		薬について
8月5日		リウマチとは？
9月9日		高血圧とは？
10月14日	高血圧	食事について
11月11日		薬について
12月はお休みです		
1月13日		高脂血症とは？
2月10日	高脂血症	食事について
3月10日		薬について

時間:午前中 10時半より約1時間(受付10時より)

食事療法の日は、当院の入院患者さんと同じお食事を召し上がって頂きます

ので、1 時間半ほどになります。

場所: 当院地下、「患者食堂」（売店横の階段を降りて下さい。エレベーターも使えます）

参加費: 疾病ごと 500 円（リウマチ教室は無料です）

詳しい内容・参加申し込みは外来看護師他、病院職員にお尋ねください

一成会木村病院 健康づくり教室委員会

木村病院個人健診を受けてみませんか

「木村病院個人健診」は、一年を通じて、「荒川健診」と同じ内容の健診が有料（10,000円）で受けられるものです。住所・年齢・保険等に関係なく、どなたでも受けられます。「荒川健診」を受けられなかった方や、半年に一度の健診を希望される方は、ぜひ、この「木村病院個人健診」をご利用ください。